

「もやせるごみ」指定袋の 臨時措置期間を終了します

指定ごみ袋の品薄状況が解消され、
販売状況が安定したため、
令和8年9月30日（水）をもって
臨時措置を終了します。

◎10月30日（金）までの間、「もやせるごみ」については、臨時措置期間中に購入された「透明または半透明の袋」で排出できる、経過措置を実施します。

◎「透明または半透明の袋」は「金属類・小型家電」を排出する際の袋としてもご利用できます。

◎11月2日（月）以降、「もやせるごみ」を指定袋以外で排出された場合は、収集できませんのでご注意ください。

※市指定ごみ袋の品薄を防ぐため、必要以上の購入は、お控えいただきますようお願いいたします。

※資源の適切な分別やリサイクルの推進、ごみの発生抑制など、ごみの減量化にご協力をお願いいたします。



問い合わせ先： 佐倉市 廃棄物対策課 ☎ 043-484-6149